

2 新規参入者に対する支援の実施状況

(1) 新規参入者の就農・定着状況

(新規就農者のうち新規参入者の位置付け)

項目1で述べたとおり（図表1-④（再掲）参照）、40代以下の新規就農者全体における新規参入者の割合は約1割程度にとどまる一方、増加傾向にあることなどから、今後の新たな担い手の一翼として期待されている。

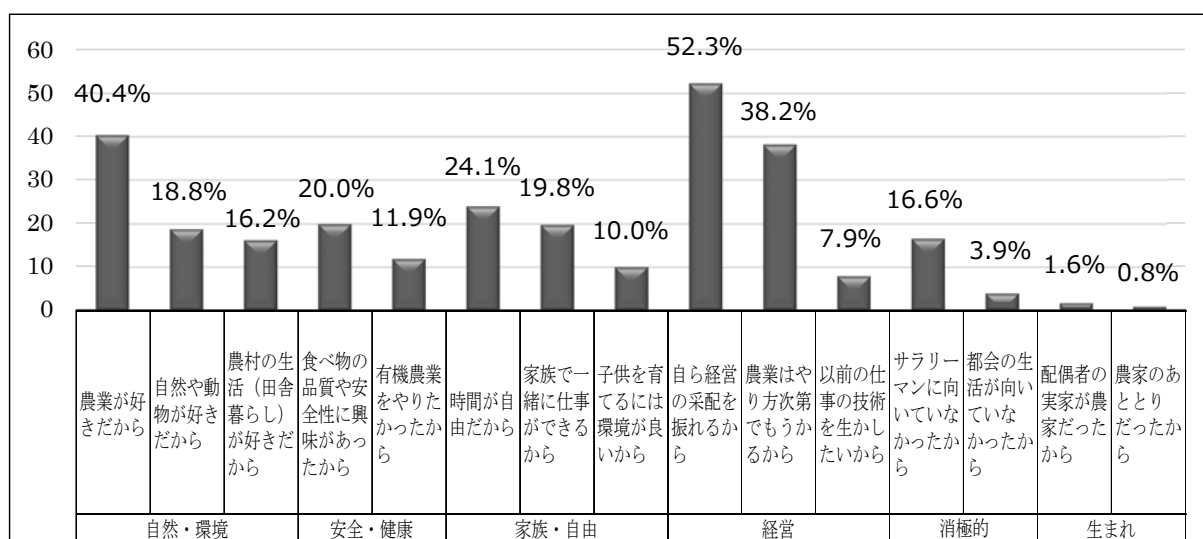
新規参入者は、新規自営農業就農者と比較して、農業経験や農地等の農業基盤等が弱い場合が多いため、新規参入に至ってから経営安定までの間の支援が特に重要と考えられる。

(全国的な新規参入者の就農状況等)

「新規就農者の就農実態に関する調査結果－平成28年度－」（平成29年3月一般社団法人全国農業会議所・全国新規就農相談センター）（資料2-(1)-①参照）によると、図表2-(1)-①のとおり、新規参入者の就農理由については、「自ら経営の采配を振れるから」（52.3%）、「農業はやり方次第でもうかるから」（38.2%）といった経営面の理由が多い。しかし、図表2-(1)-②のとおり、農業所得で生計が成り立っているのは新規参入者全体の24.5%にとどまり、新規参入者の4分の1程度しか生計費を補える農業所得を得られていない状況がみられる。

また、農林水産省の調査によると、新規参入者等が交付を受けている経営開始型の資金に係る交付期間（最長5年間）が経過した者の離農状況については、平成28年10月時点における交付期間経過者2,845人のうち、離農者は71人（離農率約2.5%）となっている。また、その離農理由は、「経営の継続が困難」が38人（53.5%）、「家庭の事情」の14人（19.7%）、「病気・けが」の11人（15.5%）の順となっている（図表1-⑧（再掲）参照）。

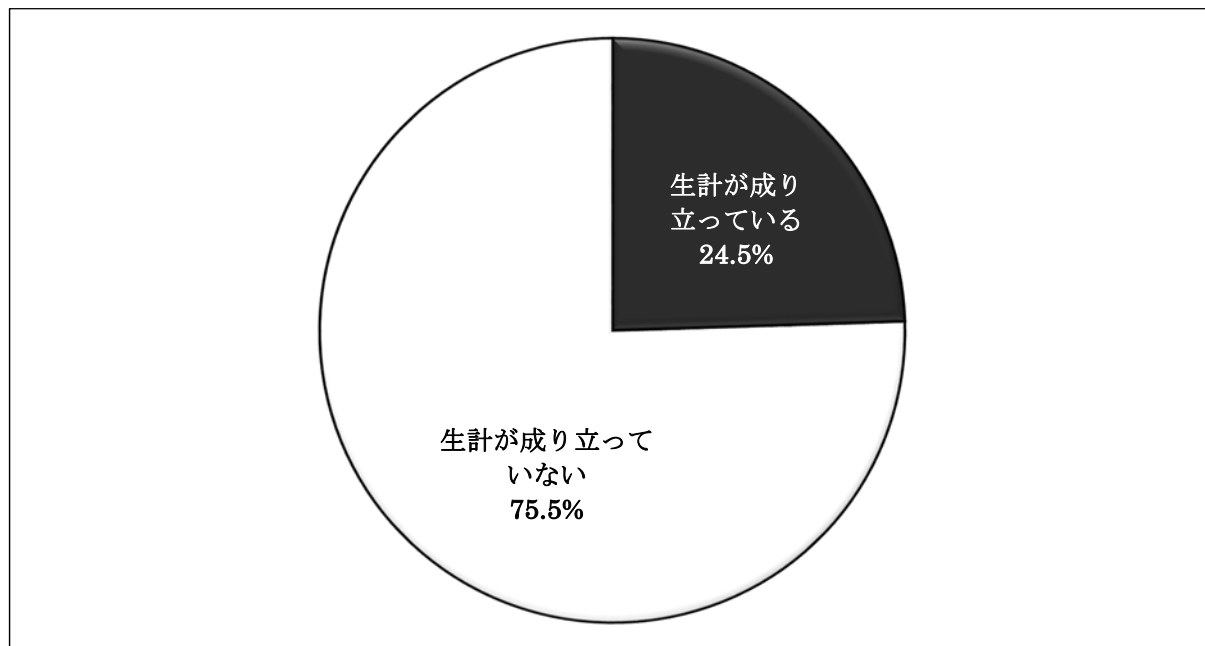
図表2-(1)-① 新規参入者の就農理由



(注) 1 「新規就農者の就農実態に関する調査結果－平成28年度－」による。

2 就農してからおおむね10年以内の新規参入者のうち、就農理由（上位3位まで）について回答のあった2,310人について示したものである。

図表 2-(1)-② 新規参入者の就農後の農業所得



(注) 1 「新規就農者の就農実態に関する調査結果－平成 28 年度－」による。

2 就農してからおおむね 10 年以内の新規参入者のうち、生計の状況について回答のあった 2,265 人について示したものである。

(当省の調査結果で把握した新規参入者の現状等)

今回調査対象とした 35 市町村における平成 24 年度から 28 年度までの間の新規参入者 804 人のうち、調査時点（平成 29 年 12 月末）において、既に離農している者は 40 人（離農率 5.0%）であり、新規参入者の多くは営農を継続している状況にある（図表 1-⑩（再掲）参照）。

この 40 人の離農理由をみると、図表 2-(1)-③のとおり、本人の個別の事情によるものについで、低収入など経済的な事情によるものが多い。

図表 2-(1)-③ 新規参入者 804 人のうち離農者 40 人の離農理由

離農理由	人数	構成率(%)
①本人事情（病気、介護、離婚等）	21	52.5
②低収入、収入不安定など経済的な事情	12	30.0
③労働力の不足等	2	5.0
④その他	3	7.5
⑤離農理由が不明	2	5.0

(注) 当省の調査結果による。

このように、経済的な事情による離農が一定数存在することを踏まえ、新規参入者の農業所得の状況及び青年等就農計画で定めた農業経営に関する目標（注）の達成状況を調査した結果、以下のような状況がみられた（資料 2-(1)-②参照）。

(注) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき、市町村は、新たに農業経営を始める者が作成する青年等就農計画を認定することとされている。

この青年等就農計画において、新たに農業経営を営もうとする青年等は、i) 農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標、ii) 当該目標を達成するために必要な施設の設定、機械の購入その他の措置に関する事項等を定め、市町村は、当該青年等就農計画について、基本構想に照らし適切なものであり、計画の達成される見込みが確実であるときに、認定するものとされている(同法第14条の4)。

市町村から青年等就農計画を認定された者は認定新規就農者となり、国は、認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けた支援措置を集中的に実施している。主な支援措置としては、i) 就農直後の経営確立を支援するため、原則として45歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、年間最大150万円を最長5年間交付する経営開始型、ii) 農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金等が実施されている。

(新規参入者の農業所得の状況)

今回、調査対象とした63人の新規参入者の直近の農業所得を調査したところ、図表2-(1)-④のとおり、農業所得が不明であった4人を除いた59人中、200万円以上が22人(37.3%)、100万円以上200万円未満が15人(25.4%)、100万円未満が22人(37.3%)となっている。また、この59人のうち、経営開始後5年以上経過し営農が一定の期間継続したと認められる者は21人であり、当該21人の農業所得の内訳をみると、図表2-(1)-⑤のとおり、200万円以上が11人(52.4%)、100万円以上200万円未満が3人(14.3%)、100万円未満が7人(33.3%)となっている。

図表2-(1)-④ 新規参入者の農業所得の状況(全体)

農業所得	人数	構成率(%)
200万円以上	22	37.3
100万円以上200万円未満	15	25.4
100万円未満	22	37.3

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(1)-⑤ 新規参入者の農業所得の状況(経営開始から5年以上経過した者)

農業所得	人数	構成率(%)
200万円以上	11	52.4
100万円以上200万円未満	3	14.3
100万円未満	7	33.3

(注) 当省の調査結果による。

(青年等就農計画の認定を受けた新規参入者の農業経営に関する目標の達成状況)

農業経営基盤強化促進法第5条において、都道府県は、新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とすべき農業経営の基本的指標を定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされている。また、同法第6条において、市町村は、都道府県の基本方針に即した青年等の目標とすべき農業経営の指標を含めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができ、基本構想を定めるに当たっては、都道府県に協議し、その同意を得ることとされている（資料2-(1)-③参照）。

調査対象 35 市町村の基本構想をみると、新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標として定められている所得目標（注）については、最高で 275 万円とする市町村がある一方、最低の市町村は 140 万円となっており、2 倍近い開きがみられた。この所得目標に関しては、図表 2-(1)-⑥のとおり、250 万円（35 市町村のうち 18 市町村）、200 万円（同 11 市町村）としているところが多い。

（注） 基本構想に定める認定新規就農者となるための所得目標の設定方法について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。最終改正平成 30 年 1 月 17 日付け 29 経営第 2814 号）では、「目標とすべき所得、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において農業経営で生計が成り立つ水準のものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等にとって現実性があるような指標とすることが重要」とされている。

図表 2-(1)-⑥ 調査対象 35 市町村の基本構想における認定新規就農者に求められる所得目標

所得金額	市町村数	所得金額	市町村数
250 万円超	1	200 万円	11
250 万円	18	150 万円超 200 万円未満	2
200 万円超 250 万円未満	1	150 万円以下	2

（注） 当省の調査結果による。

今回、当省が調査対象とした 35 市町村において、調査時点で当該市町村が認定した青年等就農計画の期間が満了し、所得が把握できた 28 人のうち、所得目標を達成していたのは 4 人（14.3%）であり、残り 24 人（85.7%）は未達成の状況となっている。

この 24 人の目標未達成であった理由を分類すると、図表 2-(1)-⑦のとおり、病虫害被害などの栽培管理上の課題や、計画以上の規模拡大等による経費の増加などの経営上の課題がみられる。

図表 2-(1)-⑦ 青年等就農計画に定めた所得目標が未達成の 24 人の未達成であった理由

目標未達成の理由	人数	構成率(%)
①栽培管理上の課題（病虫害被害、技術不足等）	9	37.5
②経営上の課題（計画以上に営農面積の拡大などによる経費（施設機械、雇用等）の増加、原材料費の高騰等）	7	29.2
③労働力の確保上の課題（臨時雇用を確保できなかった等）	3	12.5
④その他（本人の体調不良等）	5	20.8

(注) 当省の調査結果による。